

知名町立知名中学校 いじめ防止基本方針（概要版）

令和3年4月作成

1 目的

知名中学校いじめ防止基本方針は、文部科学省及び鹿児島県いじめ防止基本方針を受け、これまで推進してきた本校の取組を整理・改善・発展させ、町・学校・地域住民・家庭その他の関係者が連携して、いじめ問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

2 いじめ問題に関する本校の基本的な考え方

(1) いじめ防止対策推進法（定義）第2条から

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

注1）「一定の人的関係」とは、学校内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

注2）「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させたりすることなどを意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童生徒の感じる被害者に着目した見極めが必要である。

(2) いじめ問題に対する基本的な方向性

- ア いじめは人間として絶対に許されないという強い認識に立つ。
- イ 常にいじめられている生徒の立場を親身になって考える。
- ウ 常に教師の生徒観や指導の在り方を問い続ける。
- エ 学校、家庭、地域社会などすべての関係者が一体となった取組を推進する。

3 いじめ防止等のための組織の設置（生徒指導部会）

(1) この組織はいじめを未然に防止し、いじめまたはその兆候を早期に発見し、いじめ

に関する事案の解決のために学校組織として対処するための検討を行うことを設置目的とする。

- (2) メンバーは校長, 教頭, 生徒指導主任, 各学年生徒指導係, 養護教諭, 必要に応じて当該学級担任, スクールカウンセラー (文部科学省・町) とする。

4 いじめの未然防止

(1) 教職員の取組

- ア 「いじめ」をなくすための取組について ~子どもを守るために~ の配布
- イ 学年共通テーマの中での道徳の授業への取組 (いじめについて考える週間)
- ウ エンカウンター (仲間づくり活動, ストレスマネジメント教育) の定期的実施
- エ 職員研修の充実 (生徒個々の理解やいじめに関する授業について全職員で考えるなど)

(2) 生徒の取組

- ア 生徒主体による学校行事の企画・運営
- イ 生徒によるいじめ防止等に関するポスター・標語の作成 (ニコニコ月間の取組)

(3) 保護者・地域の取組

- ア 学校便り・学年通信・学級通信・生徒指導通信などの定期的配布
- イ 知名町生活指導連絡協議会の開催

5 いじめの早期発見

(1) 教職員の取組

- ア 校内協同体制の充実 (全職員・生徒指導委員会・保健室 (養護教諭)・S C・S S W等の連携)。
- イ 相談活動 (家庭訪問・教育相談・三者面談) の充実
- ウ いじめのチェックリスト (学校編・家庭編) の配布

(2) 生徒の取組

- ア アンケート調査の実施
「いじめアンケート」(年3回) , 「学校楽しいーと」(学期1回)

(3) 保護者・地域の取組

- ア 家庭との連携の徹底 「2日連続欠席には電話連絡, 3日連続欠席には家庭訪問」
- イ 学年・学級P T Aや家庭訪問等の充実

6 いじめに対する対応

(1) 教職員の取組

- ア 生徒指導部を中心とした組織的な対応
- イ 情報の記録（知り得た事実の記録を取り、それを持ち寄り、確認し、全体像の把握を行う）
- ウ 被害生徒・加害生徒・保護者等の対応の役割分担の明確化（生徒指導部を中心に方針決定）
- エ 全職員への報告（迅速に報告を行い、被害生徒・加害生徒双方へのケアを十分に行う）

(2) 生徒の取組

- ア 被害生徒に対して（安全確保を最優先、共感的な態度で、安心感ある対応を、養護教諭やSC, SSWと連携した心のケアや継続した見届け）
- イ 加害生徒に対して（「いじめは決して許さない」という姿勢、被害生徒の心情を第一に、組織的・継続的な見守り・指導、養護教諭やSC, SSWと連携した心のケアや継続した見届け）
- ウ 情報提供生徒に対して（プライバシーを守る、勇気ある行動への称賛、安全確保の徹底）
- エ 集団・周囲の生徒への対して（「傍観はいじめ行為と同じ」、「いじめは自分の問題」、「いじめを見かけたらすぐに知らせる」ことを指導）

(3) 保護者・地域の取組

- ア 被害生徒・加害生徒双方への家庭訪問（状況報告や学校の取組方針を伝え、協力を促す）
- イ 誠意を尽くした継続的な対応（その場だけで終わらない）
- ウ SCやSSWなどの活用（保護者の心のケアにも十分に配慮する）
- エ 学年・学級PTAや皇徳寺校区生活指導連絡協議会への報告
- オ 児童相談所や警察などの関係機関との連携（必要に応じて）

7 重大事態の発生と緊急対応

(1) 重大事態の意味

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">○ 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合 生徒が自殺を企図した場合 身体に重大な障害を負った場合 金品等に重大な被害を被った場合 精神症の疾患を発症した場合○ 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合 不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席するような場合も学校の設置者又は学校の判断で重大事態と認識する。 |
|---|

(2) 重大事態への緊急対応

ア 重大事態の報告…重大事案を認知した場合には市教育委員会を通じて、直ちに市長へ報告する。

イ 「重大事態対策委員会」を設置し、「生徒指導部」「安全確保部」「外部連携部」に分かれ、連携を図りながら全校体制で緊急対応する。

ウ 教頭を窓口として、以下の点について市教育委員会との連携を図る。

- ・ 情報確認、情報収集、情報整理したことを市教育委員会に報告
- ・ 臨床心理相談員やスクールカウンセラーなどの緊急派遣等の人的支援の要請
- ・ 県教育委員会や警察などとの連携についての要請

(3) 学校は重大事態に対処するとともに、再発防止を目的に、事実関係を明確にするための調査を行う。その際、以下の点に十分留意した調査を行う。

- ・ 因果関係の特定を焦らず、関係機関等との情報連携を図りながら、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ・ 被害生徒からの聴き取りが可能な場合は聴き取り調査を中心に、不可能な場合には当該生徒保護者の意見・要望を十分に聴取し、今後の調査について協議し、調査に着手する。
- ・ 被害生徒の学校復帰を最優先とした調査を行う。
- ・ 情報提供生徒等の安全を確保して調査を行う。

(4) その他の留意点

ア 被害生徒・保護者はもちろん、調査そのものが加害生徒・保護者や情報提供生徒に与える精神的負担を考慮し、調査の実施と並行して、市教育委員会に臨床心理相談員やスクールカウンセラーを依頼する。

イ 被害生徒とその保護者に対して調査方法や調査内容について、十分説明し、合意を得ておく。また、調査経過についても、適時・適切な方法で報告するようにする。

ウ 調査によって得られた結果については、分析・整理した上で、被害生徒とその保護者に情報提供する旨を十分説明し、承諾を得ておく。

エ 報道取材等への対応はプライバシーへの配慮を十分に行い、事実に基づいた、正確で一貫した情報を提供するために、窓口を教頭として、市教育委員会と連携を取りながら対応する。

8 その他

(1) この学校いじめ防止基本方針を、学校等のホームページで公表し、生徒一人一人のいじめ防止への理解と認識を深め、実践への意欲喚起を図ることができるようにする。

(2) 学期末に、定期的な点検・見直しを行い、これに基づいた必要な措置を行い、学校いじめ基本方針を更新していくようにする。